

平成26年9月26日

三重県知事 鈴木英敬 様

三重県入札等監視委員会  
委員長 林 拙郎

### 再苦情申立てに対する意見書

三重県入札等監視委員会は、平成26年8月8日付けで審議依頼のありました下記の再苦情申立てについて、三重県入札等監視委員会運営要領に基づき苦情処理会議を開催し、審議を行いました。

その結果について、本意見書により報告します。

#### 1 審議対象業務名

一般国道169号外(東紀州地区)公共土木施設維持管理(路面清掃)業務委託

#### 2 委員会の意見

以下4の理由により再苦情申立ては認められないと判断します。

#### 3 再苦情申立ての経緯及び論点

(1) 本件は、平成26年7月23日付けの「競争参加無資格確認通知書(以下「無資格通知書」という。)」に対して、同月25日付けの「競争参加資格がないと認めた理由の説明要求書(以下「異議申立書」という。)」により苦情申立てがなされたことに始まる。

この件に関して発注機関は、同月30日付け「競争参加資格がないと認めた理由の説明要求に対する回答書(以下「苦情回答書」という。)」の送付を行い、苦情に対する回答がなされた。

この「苦情回答書」に対して、同年8月8日「再苦情申立書」が提出された。

本委員会は、この一連の苦情に関して審議を行った。

(2) 本件再苦情申立てに先立つ苦情申立ての概要は次のとおりである。

ア 「無資格通知書」は、「競争参加資格の有無」の項目にて「無」とし、「理由又は条件」において「事後審査の結果、同種工事実績がないため」としている。

イ この「無資格通知書」に対し、「異議申立書」の論点は、①「平成18年度から平成26年度まではほぼ一定の業者が落札し契約に至っているが談合入札は無効ではないか」、②「同種工事は誰がどのように決定したのか」の二点である。

ウ この「異議申立書」に対し、発注機関の「苦情回答書」は、「平成26

年度公告」の競争参加資格要件の設定理由を説明のうえ施工実績がないことを回答し、上記（２）イ①に対しては、ほぼ一定の業者が落札していることをもって「入札が無効である」とは考えられないとしている。また、同種工事の実績については、決裁権者が決定したとしている。

（３）本件再苦情申立ての概要は以下のとおりである。

発注機関の「苦情回答書」に対し、「再苦情申立書」の論点は、①「競争参加資格要件の変更を事前に周知しなかったこと」、②「競争参加資格要件の同種工事の施工実績に実施距離を設定したこと」、③「複数年契約に変更したこと」、④「複数年契約への変更に伴い、競争参加資格要件に最小規模の東紀州地区の『施工延長の3分の1程度』である400km以上の施工実績を設定し、平成25年度の200km以上から引き上げたこと」、⑤「新規参入業者を排除する競争参加資格要件を設定したこと」、⑥「平成18年度から平成26年度までほぼ一定の業者が落札し契約に至っていること」の6点である。

#### 4 判断及び理由

（１）「異議申立書」論点①「平成18年度から平成26年度までほぼ一定の業者が落札し契約に至っているが談合入札は無効ではないか」について

談合を認定するためには、合理的・相当な証拠が必要であるところ、「再苦情申立書」においても特に証拠については述べられていない。

これまでの入札経過において、談合の情報は寄せられていない。また、路面清掃業務の落札率は県の平均落札率に比べて特に高い落札率ではないことから、落札者がほぼ一定であることをもって、談合の疑いがあるとはいえず、「異議申立書」にあるように、「入札が無効である」とは判断できない。

（２）「異議申立書」論点②「同種工事は誰がどのように決定したのか」について

この内容は、「平成26年度公告」に掲載された決裁過程についての質問であり、「無資格通知書」の「同種工事实績がない」という事実認定に対する異議申立てではない。

（３）「再苦情申立書」論点①「競争参加資格要件の変更を事前に周知しなかったこと」について

入札案件の競争参加資格要件の設定にあたっては、通常、案件ごとに業務の内容により必要な資格要件を各発注機関で定めて公告するものであり、競争参加資格要件の変更を行ったことを事前に周知しなかったことに問題は認められない。

（４）「再苦情申立書」論点②「競争参加資格要件の同種工事の施工実績に実施距離を設定したこと」について

一般競争入札の参加者に必要な資格の設定は、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、当該工事等に必要な競争参加資格の要件を設定できる旨が地方自治法施行令第167条の5の2で規定されていることから、路面清掃業務の参加資格要件に実施距離を設定したこと自体は発注者の裁量の範囲内であり、問題は認められない。

い。

(5) 「再苦情申立書」論点③「複数年契約に変更したこと」について

複数年契約に変更したことは、持続的な維持管理の実施によって地域住民や道路利用者の安全・安心の確保につながり、また、受注者は機械等の効率的運用が可能となることから、このことに問題は認められない。

(6) 「再苦情申立書」論点④「複数年契約への変更に伴い、競争参加資格要件に最小規模の東紀州地区の『施工延長の3分の1程度』である400km以上の施工実績を設定し、平成25年度の200km以上の施工実績から引き上げたこと」について

『施工延長の3分の1程度』の施工実績に関する基準を設定したことは、従来から円滑かつ確実な業務の実施を担保するために設定していたものであり、落札者において適正に業務が履行されている。このことから、当該基準を今年度も設定したことに対しての問題は認められない。

次に、複数年契約への変更に伴い、競争参加資格要件の施工実績を2倍の400km以上へ引き上げたことは、本業務の特殊性、規模、円滑かつ確実な業務の履行の確保を勘案し、今回初めて2年契約となったことから従来の設定基準に従い最小規模の施工延長1200kmを基準にして施工実績を400km以上に設定したものである。確実な履行の確保のために従来の設定基準で要件設定したことは発注者の裁量の範囲内であり、さらに、競争参加資格の要件を満たす業者が7社あり、競争性が確保されていることを考慮すると、今回の要件設定に問題は認められない。

ただし、今後、資格要件の設定を大幅に変更する場合は、確実な業務の履行の担保、競争性・公平性の確保の観点から変更の影響を見極め、さらに、社会情勢の変化などを踏まえて従来の要件設定の基準を見直すなど、あらかじめ十分に検討したうえで設定する必要があるものと思われる。

(7) 「再苦情申立書」論点⑤「新規参入業者を排除する競争参加資格要件を設定したこと」について

今回の競争参加資格要件については、本業務の特殊性、規模を勘案し、円滑、確実、安全な業務の履行を確保するために設定されたものであり、競争に参加する業者が少数の者に限定されていたとはいえないことから、今回の要件設定に問題は認められない。

ただし、本件については、400km以上の施工実績を新規に獲得することはほぼ不可能との指摘があったところであり、新規業者の参入が極めて困難となる資格要件の設定は、結果的に参加者が限定され、長期的に考えると競争性・公平性が確保されなくなる恐れがある。今後、このような資格要件の変更・設定については、長期的視点からその影響を見極め、従来の要件設定の基準あるいは考え方を見直すなど十分な検討のうえ、将来を見据えた適切な要件を設定する必要があるものと思われる。

(8) 「再苦情申立書」論点⑥「平成18年度から平成26年度までほぼ一定の業者が落札し契約に至っていること」について

この点については、上記4(1)で述べたとおりである。